令和９年度版
夢づくり地域交付金　Q&A（ステップアップ事業）

～ 目　次 ～

１．契約事務について　１ページ

２．交付金で取得した財産の取扱いについて　１ページ

３．同一地区からの申請について　１ページ

４．同一事業について　２ページ

５．申請期限について　２ページ

１．契約事務について

Q1：ステップアップ事業は、一部ハード事業も認められており、また、交付金限度額が高額であるため、比較的高額な備品の購入や、工事等を実施する事業が考えられますが、業者を選定する場合は、市役所のように金額に応じて入札等を実施するべきでしょうか？

A1：事業実施に伴う契約事務については、市役所のように規則等に従って進めていくことが良いと思われますが、必ずしも市役所と同様な方法を取らなければならないということはなく、各まちづくり推進組織にお任せしております。

しかし、交付金の原資は、市民の皆さんからの税金であるため、交付金の透明性については必ず確保していただきたいと思っております。

そのため、業者を選定するに至るまでの選定委員会等の会議録について、実績報告時に提出していただくこととしております。

２．交付金で取得した財産の取扱いについて

Q2：交付金で整備した遊歩道や公園などの施設について、財産上の取扱いはどのようになりますか？

A2：交付金事業で施設等を作ろうとする場合は、申請前に市などの関係機関と協議を行っていただき、条件等を確認していただきます。この段階で、管理責任についても協議し、明確にします。

協議会に帰属するものについては、資産目録に記載していただき、以後の維持管理費等を負担していただく必要があります。

また、備品の購入についても、管理規定・管理台帳を必ず整備していただき、以後の維持管理についても明確にしていただきたいと思います。

３．同一地区からの申請について

Q3：年度を連続して交付金事業申請することはできますか？

A3：平成２５年度までは、同一地区の２年連続しての交付金事業申請はできないこととしておりましたが、平成２６年度より、目的・内容が異なる事業であれば申請可能としました。

ただし、他地区と申請が重複した場合は、予算の範囲内で前年度に申請のなかった地区の申請を優先することとします。

４．同一事業について

Q4：一度実施した事業について、同一または関連する事業の申請はできますか？

A4：平成２５年度までは、同一（関連）事業についての申請は、１回限りの運用としておりましたが、平成２６年度より、前回事業実施から１年以上経過ののち申請可能としました。ただし、同一（関連）事業についての申請は最大３回までとします。

なお、地域の活性化や課題解消のために効果の高いものとするため、事業実施後必ず事後検証を行い、また、単なる継続事業にならないよう、同一（関連）事業であっても十分な事業計画を立てていただきたいと考えております。

Q5：同一（関連）事業の定義はどのようなものですか？

A5：同一（関連）事業の定義については、「前回実施事業の内容継続やこれに類するものに当たるなど、関係が密接している事業」となります。

稲津町の事業（平成２３年度：黒の田湿地木道設置事業）を例にとりますと、

木道の設置　→　周辺へのトイレや休憩施設等の設置・・・同一（関連）事業

木道の設置　→　登山道や城山の整備・・・同一（関連）事業ではない

と判断します。

５．申請期限について

Q6：ステップアップ事業の申請期限は事業実施の前年度の１２月末日までとなっているのですが、以降の受付に関する特例はありますか？

A6：ステップアップ事業の制度見直しを行った年度については、申請期限を「１月末日まで」とする特例を設けますが、原則、事業実施の前年度１２月末日までの申請期限とします。

なお、申請済の事業計画の変更などにより余剰予算が発生した場合などは、年度途中でも追加で申請を受け付けられる場合があります。ステップアップ事業を検討される場合、夢づくり地域活動支援室へご相談ください。